社保審-介護給付費分科会				
第181回(R2.8.3)	資料11			

社会保障審議会(介護給付費分科会) ヒアリング資料



会 長中村 丁次

(公社) 日本栄養士会は、管理栄養士・栄養士により組織された職能団体

- ・適正な食生活を支援する制度づくりなどに取り組むことを通じて、人びとの食環境の整備を推進する
- ・健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士の専門性の維持・向上を図るための生涯教育及び待遇の保持・改善活動
- ・国際貢献など

■会員数 50,553人(平成31年3月31日時点)

<会員の職域内訳>

病院等の医療施設:42% 児童福祉施設、老人福祉施設等:21%

開業・フリー活動者等:15%、都道府県県庁・保健所・市町村等:8% 小中学校・幼稚園等:7%

管理栄養士·栄養士養成施設等研究機関:5% 企業·事業所等:3%



(令和元年12月現在)約1万/年

管理栄養士免許交付数の推移



1施設・事業所当たり 管理栄養士配置状況

(単位:人)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人福祉施設	
0. 9	1. 0	0. 9	0. 5	

通所介護	通所リハ (介護老人保 健施設)	通所リハ (医療施設)	短期入所 生活介護	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護
0	0.3	0. 1	0. 4	0	0

(出典)「平成29年度介護サービス施設・事業所調査」(平成29年10月1日現在)



地域共生社会の実現に向け、 令和3年度介護報酬改定で要望する事項

要望I

介護保険施設における栄養ケアの更なる推進と管理栄養士業務の適正な評価

要望Ⅱ

自立支援・重度化防止の推進に向け、 管理栄養士の参画によるリハビリテーションの 効果的かつ効率的な実施への評価

要望Ⅲ

通所利用・在宅高齢者の栄養改善のための 栄養ケア・ステーションの活用

要望I

介護保険施設における栄養ケアの更なる推進と 管理栄養士業務の適正な評価

- I-1 栄養ケアの充実に向け、中・大規模介護保険施設への管理栄養士の複数配置を要望(新設)
- I-2 介護保険施設から医療機関への入院時、並びに在宅 復帰時における栄養情報提供書発行に対する評価を 要望(新設)
- I-3 看取り介護・ターミナルケアチームに関与する職種として 管理栄養士の明確化を要望(拡大)
- I-4 入退所時の相談支援に関与する職種として管理栄養士の明確化を要望(拡大)

定員80名以上に対して、常勤管理栄養士2名以上配置した場合

在宅復帰の有意な推進(老健)

入院の有意な抑制(特養)

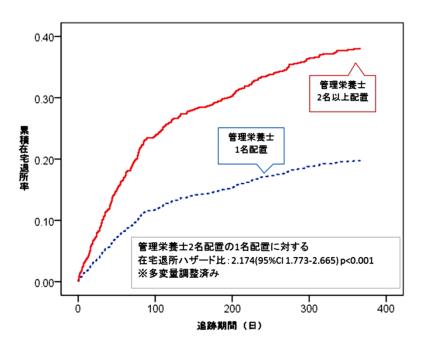


図1 老健1年間の累積在宅退所率カプランマイヤーグラフ 管理栄養士2名以上配置施設vs 1名配置施設 COX比例 ハザード分析(個別調査)

(調整変数:性別、年齢、要介護度、摂食・嚥下グレード、 低栄養リスク、入所者数)

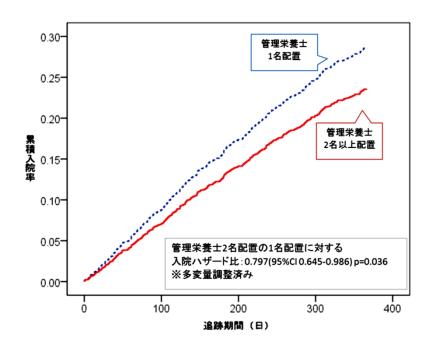


図2 特養1年間の累積入院率カプランマイヤーグラフ 管理栄養士2名以上配置施設vs 1名配置施設 COX比例 ハザード分析(個別調査)

(調整変数:性別、年齢、要介護度、摂食・嚥下グレード、 低栄養リスク、入所者数)

出典:平成28年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設における重点的な栄養ケア・マネジメントのあり方に関する調査研究事業」 (一般社団法人日本健康・栄養システム学会)

要望Ⅱ

自立支援・重度化防止の推進に向け、 管理栄養士の参画によるリハビリテーションの 効果的かつ効率的な実施への評価

- Ⅱ-1 介護保険施設の管理栄養士がリハビリテーション等の 計画書作成に関与した場合の評価を要望(拡大)
- Ⅱ-2 通所介護及び通所リハビリテーション等において、 管理栄養士がリハビリテーション等の計画書作成に関与 した場合の評価を要望(拡大)

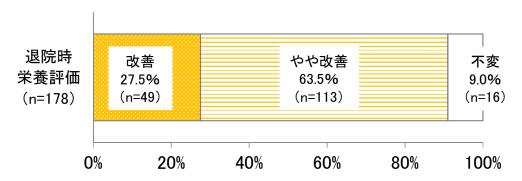
個別の栄養管理の実施による栄養状態とFIM得点の変化

中医協 総 - 3 2 9 . 1 0 . 2 5

○低栄養状態で回復期リハ病院に入院した脳卒中高齢患者に対し、<u>管理栄養士が理学療法士等とともにリハビリテーションの計画作成等に参画し、リハビリテーションの実施に併せて個別に栄養管理を行うと、約9割の患者で栄養状態が改善</u>したとの報告がある。

○栄養状態が改善又はやや改善した群では、不変群に比べて入院中のFIM利得が有意に多かった

との報告がある。



注: 栄養状態は管理栄養士がMNA®-SF※を用いて評価。

(退院時) 改善:12-14点、やや改善:8-11点、不変:0-7点

Mini Nutritional Assessment – Short Form

低栄養: 0-7点、低栄養リスクあり: 8-11点、栄養状態良好: 12-14点

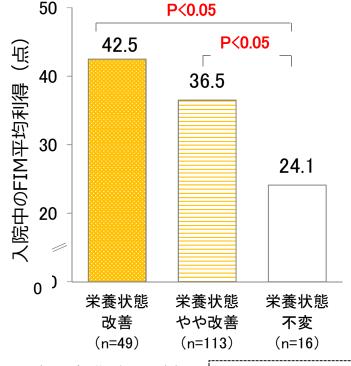
対象期間: 2012年4月~2014年12月

対象者:回復期リハ病院に低栄養状態(MNA®-SF:0-7点)で入院し、

加療後に退院した65歳以上の脳卒中患者178名(平均年齢77.2歳)

図 回復期リハ病院の脳卒中高齢患者に対する 個別の栄養管理と栄養状態の改善

出典: Nishioka S et al. J Acad Nutr Diet. 2016; 116 (5): 837-43.



注: 各群は左図と対応

本ページのFIM: FIM総得点

図 回復期リハ病院入院中の 栄養状態の改善とFIM利得

【近年の診療報酬の改定状況】

・H30改定では、回リハ入院料1について、管理栄養士が回復期リハ実施計画書等の作成に参画することが要件化され、R2改定では、専任・常勤管理栄養士の病棟配置が必須化された。

(このほか、R2改定では、回リハ入院料2~6についても、上記の管理栄養士の参画や病棟配置が望ましいとされた。)

要望Ⅲ

通所利用・在宅高齢者の栄養改善のための 栄養ケア・ステーションの活用

通所利用・在宅高齢者の栄養改善に 栄養ケア・ステーションの管理栄養士が関わった場合 の評価を要望(拡大)

参考資料

管理栄養士・栄養士とは

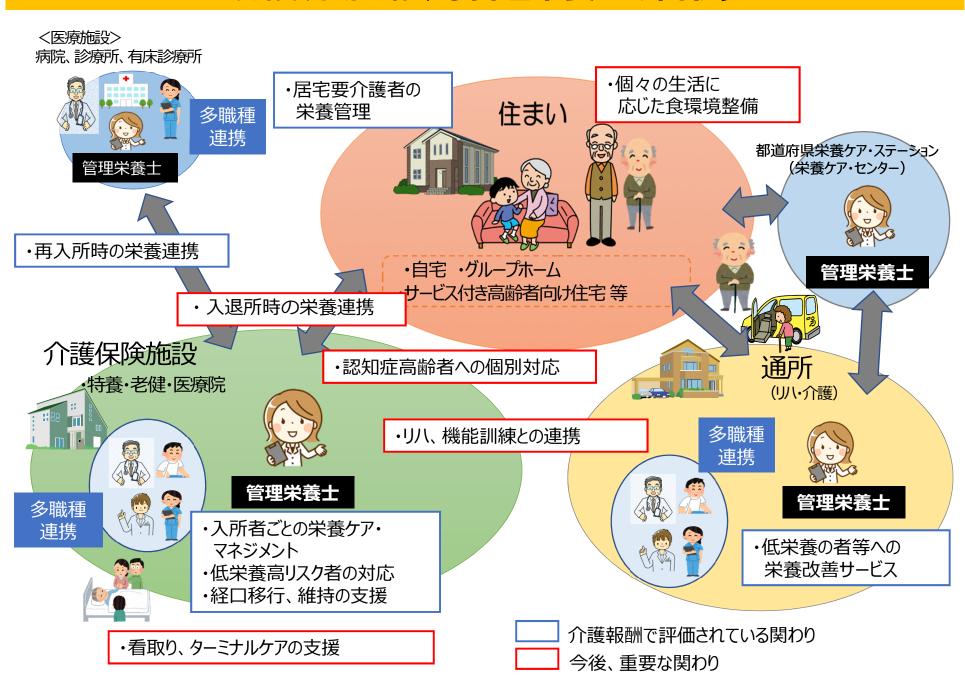
栄養士法(昭和二十二年 法律第二百四十五号)

第一条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

② この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

(昭三七法一五八·平一二法三八·一部改正)

介護現場における管理栄養士の関わり



栄養ケア・ステーション(栄養CS)とは ①

栄養ケア・ステーションは、栄養ケアを提供する地域密着型の 拠点です。地域の皆さまの食の課題に、全国の管理栄養士・ 栄養士が対応します。

※「栄養ケア・ステーション」は、日本栄養士会の登録商標

【栄養ケア・ステーションの主な業務】

- (1) 栄養相談(下記(7),(8),(9)を除く)
- (2) 特定保健指導
- (3) セミナー、研修会への講師派遣
- (4) 健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物(献立等)等の提供
- (5) スポーツ栄養に関する指導・相談
- (6) 料理教室、栄養教室の企画・運営
- (7) 診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務
- (8) 上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導
- (9) 訪問栄養食事指導
- (10) 食品・栄養成分表示に関する指導・相談
- (11) 地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

※赤字は介護等に関する業務

栄養ケア・ステーション(栄養CS)とは ②

- ▶ 日本栄養士会は、栄養CSを運営すると共に、栄養ケア・リサーチ・センター(JDA-CRC) としての機能(認定栄養CSの審査と認定、リーダー研修、情報収集、事業企画・支援、 情報解析・検証など)を有する。
- ➤ 都道府県栄養士会の栄養CSは、栄養ケア・センター機能(人材育成事業、認定CS支援、委託事業の振り分け)を有する。
- ▶ 全国の地域に展開する認定栄養CS(344ヶ所; 2020.7現在)は、地域住民の健康 支援や介護予防、疾病予防や重症化予防、在宅医療や在宅療養に貢献するための活動 を実施。
- 1. 管理栄養士・栄養士の活動拠点である
- 2. 地域密着型である
- 3. 栄養ケアを提供する仕組みがある
- 4. 栄養ケアを提供するための拠点である
- 栄養CSは、栄養ケアを地域住民の日常生活の場で実施する
- 管理栄養士・栄養士が、栄養ケアに関する管理栄養士・栄養士と地域住民との間のアウトリーチ(outreach)とアクセス(access)を抜本的に拡充していく取組を行うための地域社会づくりを実施する
- 栄養CSは、食のプライマリ・ヘルス・ケアの協働するネットワークとしての 事業を組織化する

介護報酬及び診療報酬における栄養ケア・ステーションの位置づけ

介護報酬

〈平成30年度介護報酬改定〉

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション】

- ○栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、**外部の管理 栄養士の実施でも算定を認める**こととする※。
- ※ 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・<mark>栄養ケア・ステーション</mark>)との連携により 管理栄養士を1名以上配置していること。

診療報酬

〈平成30年度診療報酬改定〉

【入院栄養食事指導料2】

- ○有床診療所において、当該診療所以外(<mark>栄養ケア・ステーション</mark>及び他の保険医療機関に限る。)の管理 栄養士が当該診療所の医師の指示に基づき、指導(対面に限る。)を行った場合に算定する。
- <令和2年度診療報酬改定>

【外来栄養食事指導料2】

○外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、診療所における外来栄養食事指導料及び 在宅患者訪問栄養食事指導料について、他の医療機関及び栄養ケア・ステーションの管理栄養士が栄養 指導を行った場合を評価する。

【在宅患者訪問栄養食事指導料2】

○診療所において、特別食を医師が必要と認めたものに対し、当該保険医療機関以外(**日本栄養士会若しく は都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」**又は他の医療機関に限る)の管理栄養士が、当該保健医療機関の医師の指示に基づき対面で必要な栄養指導を行った場合に算定する。